

青森県報

号外第十四号

令和八年
三月十一日
(水曜日)

目次

出先機関

○道路の位置の指定……………(上北県土整備事務所) ……

教育委員会

○教科用図書採択地区に係る告示の一部改正……………(学校教育課) ……

公安委員会

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……

出先機関

青森県上北県土整備事務所告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、青森県上北県土整備事務所及び上北郡おいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県上北県土整備事務所長 常 田 明

教育委員会

青森県教育委員会告示第一号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正する。

令和八年三月十一日

青森県教育委員会

表中

八戸地区	八戸市
三戸地区	三戸郡
三戸地区	八戸市、三戸郡

を
に改める。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目五〇の二〇四六	六五・一二メートル	六・〇〇メートル	令和 八・三・五

令和八年三月十一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第二号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係） （警察官駐在所の名称及び位置）	別表第二（第二条関係） （警察官駐在所の名称及び位置）	所轄警察署	所轄警察署
名称	名称	青森警察署	青森警察署
位置	位置	青森市浜館一丁目五番地四十六	青森市浜館一丁目五番地四十六
青森警察署	青森警察署	青森市大字荒川	青森市大字荒川
官駐在所	官駐在所	字柴田百六十番地三	字柴田百六十番地三
官駐在所	官駐在所	青森市大字高田	青森市大字高田
官駐在所	官駐在所	字川瀬百二十四番地二	字川瀬百二十四番地二
後潟警察署	後潟警察署	青森市大字六枚	青森市大字六枚
官駐在所	官駐在所	橋字磯打二十五番地	橋字磯打二十五番地
戸山警察署	戸山警察署	青森市蛭沢三丁	青森市蛭沢三丁

〔略〕		〔同上〕	
弘前警察署	弘前警察署	石川警察署	石川警察署
官駐在所	官駐在所	官駐在所	官駐在所
目十二番地十八号	目十二番地十八号	弘前市大字石川	弘前市大字石川
浅虫警察署	浅虫警察署	字石川三十一番地十二	字石川三十一番地十二
官駐在所	官駐在所	弘前市大字桜ヶ丘	弘前市大字桜ヶ丘
青森市大字浅虫	青森市大字浅虫	字四丁目一番地	字四丁目一番地
字山下三百五番地九	字山下三百五番地九	六	六
油川警察署	油川警察署	相馬警察署	相馬警察署
官駐在所	官駐在所	官駐在所	官駐在所
青森市大字羽白	青森市大字羽白	弘前市大字五所	弘前市大字五所
字沢田十七番地一	字沢田十七番地一	字野沢四十七番地一	字野沢四十七番地一
東部警察署	東部警察署	地一	地一
官駐在所	官駐在所	弘前市大字石渡	弘前市大字石渡
青森市大字平新	青森市大字平新	三丁目七番地五	三丁目七番地五
田字池上十一番地百二十二	田字池上十一番地百二十二	新和警察署	新和警察署
山口警察署	山口警察署	官駐在所	官駐在所
東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	弘前市大字種市	弘前市大字種市
大字山口字後田	大字山口字後田		
四番地二	四番地二		
清水川警察署	清水川警察署		
官駐在所	官駐在所		
東津軽郡平内町	東津軽郡平内町		
大字清水川字道	大字清水川字道		
巢十八番地二十	巢十八番地二十		

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭